

文例（行方不明の相続人がいる場合）

第1条 遺言者は、遺言者の所有する次の不動産を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

1 土地

所在 〇〇区〇〇町〇丁目

地番 〇〇番地〇〇

地目 宅地

地積 150平方メートル

2 建物

所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇

家屋番号 〇〇番〇〇

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造瓦葺2階建

床面積 1階 100平方メートル、2階 95平方メートル

第2条 遺言者は、遺言者名義の次の預金および第1条を除く遺言者の有する一切の財産を、二男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

金融機関 株式会社〇〇銀行〇〇〇支店

種類 普通預金

口座番号 〇〇〇〇〇

第3条 遺言者の長男〇〇〇〇（生年月日）は、平成〇〇年〇月に、遺言者に無断で遺言者名義の預金から金〇〇〇円を引き出し、持ち出した上に、現在は行方知れずのため、相続分はないものとする。

第4条 遺言者は、祭祀主宰者として、二男〇〇〇〇を指定する。

第2条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住所 東京都〇〇区〇〇・・・

職業 〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

遺産分割協議は相続人が欠けていると行うことができませんので、行方不明で連絡が取れないような相続人がいる場合、遺産分割の手続きを進めることができなくなり、場合によっては、相続人全員の協力が必要な登記手続きや預貯金の引き出しができない事態にもなります。

｜遺留分に注意 特定遺贈&遺言執行者の指定

遺言で、遺産分割の指定、各相続人に具体的な財産の指定をしておけば、遺産分割協議の必要がなくなりますので、行方不明な相続人がいたとしても、遺言どおりの遺産分割を行うことができます。また預貯金の引き出しや登記手続きも他の相続人の協力の必要がなく行えますので、手続きが滞る心配はありません。ただし、行方不明の相続人の相続分を無しにするような遺言をしておくと、後になって当該相続人が突然出てきて遺留分を請求してくることも考えられますので、注意しておきましょう。

遺言執行者を指定しておくことで遺言どおりの執行が期待できます。相続開始後の相続人の負担も軽減されますし、手続きが円滑に進みます。